

一般社団法人 宮崎県空手道連盟 コンプライアンス違反通報・相談窓口に関する規定

第1条 一般社団法人 宮崎県空手道連盟（以下「本連盟」という。）倫理規程第5条に基づき関係者の違反行為や被害、または、違反が疑われる行為に対し通報または、相談を受け付けるため、事務局内にコンプライアンス通報・相談窓口を設置する。

第2条 コンプライアンス違反通報・相談窓口の利用について、通報・相談方法を広く周知する。

第3条 コンプライアンス違反通報・相談窓口の対応は事務局長が行い、常任理事会にて協議する。また、状況に応じ調査委員会を発足し、通報内容の真偽を調査する。

第4条 第3条により違反行為が認められた場合は本連盟 倫理規程に基づき処置を行う。

第5条 対応者は通報・相談者の保護のため、通報・相談内容、通報・相談者を秘匿し、当事者が通報・相談者の特定する行為を禁止する。この条項に違反した場合は処分対象とする。

附 則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。